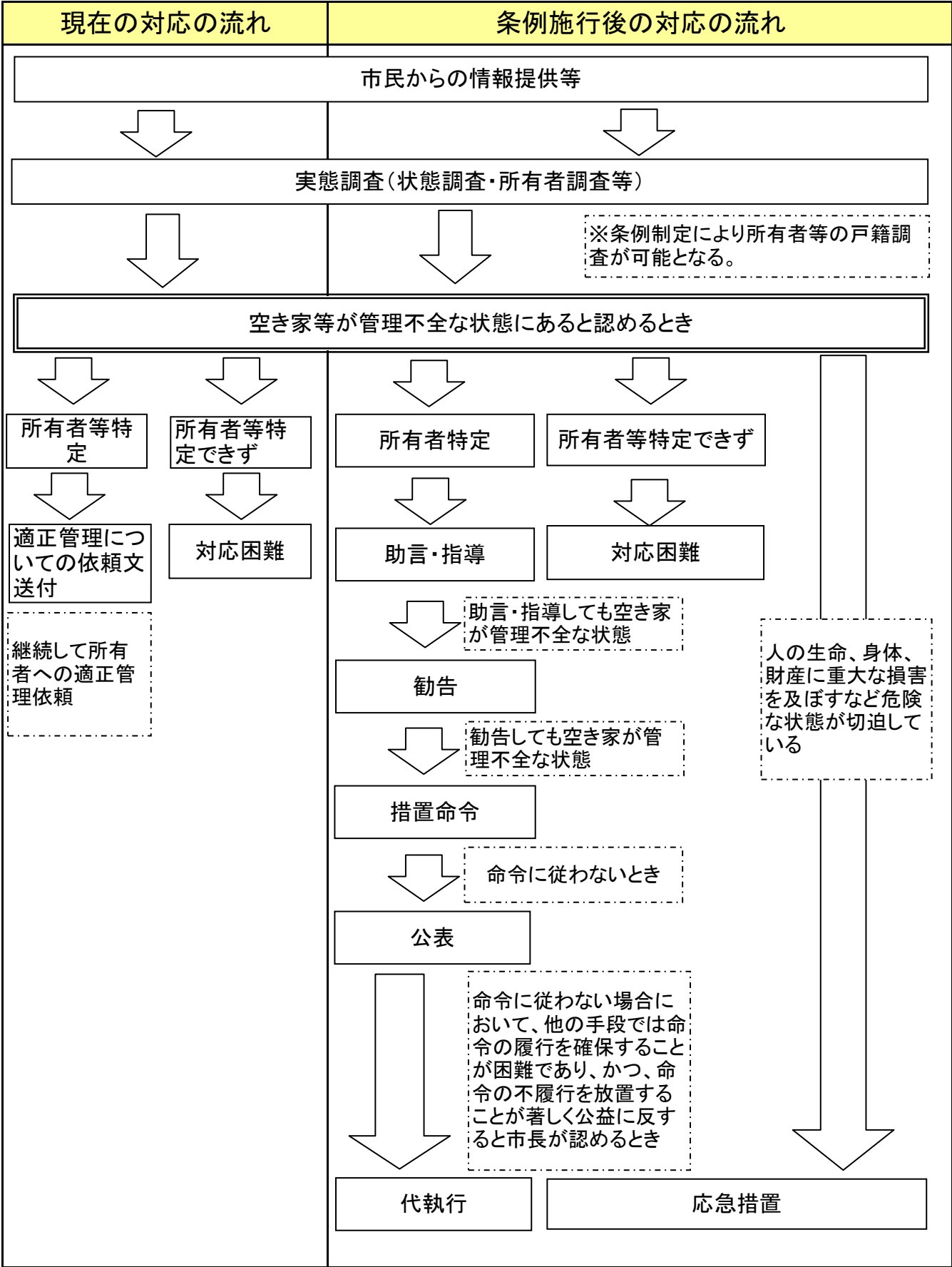


「仙台市空き家等の適正管理に関する条例」施行に伴う対応比較表



※条例制定により所有者等の戸籍調査が可能となる。

人の生命、身体、財産に重大な損害を及ぼすなど危険な状態が切迫している

助言・指導しても空き家が管理不全な状態

勧告しても空き家が管理不全な状態

命令に従わないとき

命令に従わない場合において、他の手段では命令の履行を確保することが困難であり、かつ、命令の不履行を放置することが著しく公益に反すると市長が認めるとき

※継続して所有者への適正管理依頼